

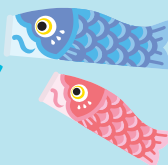
2024

令和6年

5

協会けんぽ 職場内で ご回覧ください //

ふくおかだより



令和6年度 協会けんぽの **お得な健康診断のご案内**

身体の異常は見た目だけではわからないから・・・

ご自身の健康状態を知り、毎日の生活に活かすための健康診断。
協会けんぽでは年度内お一人様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。
健診を受け、病気の早期発見・早期治療で健康維持につなげましょう！



被保険者(ご本人)の健診

生活習慣病予防健診＜受診対象:35歳から74歳＞

お得 令和5年4月から自己負担額がさらにお安く！
約19,000円相当

自己負担額
最高 **5,282円**

令和4年度(7,169円)より
さらにお得に！



お得 がん検診を含む充実の検査項目！

検査項目	協会けんぽの 生活習慣病予防健診	定期健診 (事業者健診)
労働安全衛生法上の 定期健診(肺がん検診含む)	○	○
大腸がん検診	○	×
胃がん検診	○	×

定期健診の代わりになる！

お得 婦人科検診・付加健診の費用補助もあり(単独受診はできません)

＜受診対象:偶数年齢の女性＞

- 婦人科検診**
- 子宮頸がん検診 自己負担額最高 **970円**
※20歳～38歳の方は単独での受診も可能です
 - 乳がん検診
 - 40歳～48歳 自己負担額最高 **1,574円**
 - 50歳以上 自己負担額最高 **1,013円**

付加健診

令和6年4月から対象年齢が拡大されました！

これまで対象だった40歳、50歳に加え、**45歳、55歳、60歳、65歳、70歳**も対象になります(令和6年度中に対象年齢になる方)

自己負担額最高 **2,689円**

付加健診とは
眼底検査、腹部超音波検査などの検査項目を増やし、病気の早期発見や生活習慣の改善に役立てるための健診

予約
方法

健診機関へ電話するだけ！
「協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診希望」とお伝えください

健診機関一覧はこちら▶



被扶養者(ご家族)の健診

特定健康診査＜受診対象:40歳から74歳＞

お得 協会けんぽの補助を使うと負担額が、
約7,150円相当 **無料 or 896円!**(健診機関によって金額が異なります)

お得 特定健診の検査項目から多くの病気の兆候が発見できます



もっと検査項目が多ければ良いのに・・・

そんな声にお応えて、生活習慣病予防健診と同項目の検査を受診できる健診機関をご紹介します。ぜひご利用をご検討ください。

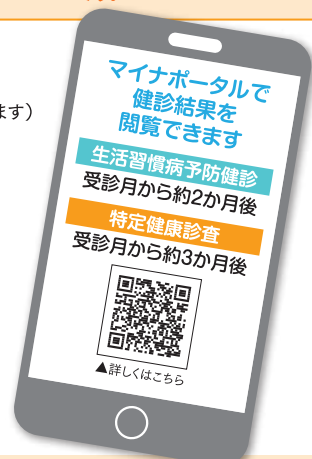
詳しくはこちら▶



予約
方法

- ①4月上旬に被保険者のご自宅へ受診券(セット券)をお届けしています
- ②ご希望の健診機関へ電話で予約

健診機関一覧はこちら▶



健診後は**特定保健指導**を受けましょう

健診は受けた後の行動こそが大切です

放置すると命に関わる病気を発症する可能性があります
従業員の健康の損失は職場にも負担がかかり
大きなダメージに・・・

そうなる前に！

特定保健指導で病気を未然に防ごう！（無料）

対象

40歳以上の健診結果から
生活習慣病のリスクがあると判断された方

特定保健指導では保健師・管理栄養士などの専門職が、**あなたに合った無理のない方法**で生活習慣の改善をサポートさせていただきます

受け方を選択

☒ 健診当日に健診機関で受ける

協会けんぽ
おすすめ

メリット

- 事業所** 面談するための体制設備の必要がない
- ご本人** 後日保健指導のために仕事を途中で抜ける必要がない

ライフスタイルに合った保健指導をご用意

健診当日に利用できない場合は

- ☒ 事業所での面談
- ☒ オンラインでの面談

特定保健指導を受ける

初回面談
(20分～30分)



改善に取り組む
(継続サポートあり)



目標達成度の
チェック



負傷原因の**照会**を実施しています

協会けんぽでは、負傷(ケガ)で医療機関を受診した場合、その原因が「労災ではないか」「第三者による行為(交通事故等)によるものではないか」等を確認するため「負傷原因照会」を被保険者宛てにお送りしています。

回答内容により、健康保険が使用できない場合や、別途書類の提出が必要になる場合があります。照会文書が届きましたら、速やかなご提出をお願いします。

※提出がない場合、定期的に照会させていただきます。



協会けんぽ福岡支部移転のお知らせ

協会けんぽ福岡支部は **令和6年7月16日(火)** に移転いたします。

新住所

福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号コネクトスクエア博多8階

個別郵便番号のため、
郵便番号は変わりません

連絡先

電話番号の変更を予定しています。決定次第改めてお知らせします。

※現所在地での申請書等の受付は **令和6年7月12日(金)まで**です。ご提出時はお気を付けください。

旧住所が記載された保険証や限度額適用認定証等は、引き続きお使いいただけます。